

令和6年度 第5回県政参画電子アンケート
「消費者意識」に関するアンケート
結果概要

1 調査概要

- テーマ 「消費者意識」に関するアンケート
- 実施期間 令和6年11月1日～11月11日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 631名
- 回答数 361名(回答率 57.21%)

2 目的・概要

鳥取県では、「消費生活の安定及び向上に関する条例」(昭和55年3月28日鳥取県条例第5号)第12条第1項に基づいて消費生活に関する啓発活動を推進するとともに、消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第1項に基づき、平成28年3月に「鳥取県消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育の充実に取り組んできたところです。

この度、消費者の皆様の消費生活に関する意識や実態を把握し、今後の消費者教育の推進に係る施策に反映させるため、消費者意識に関するアンケートを実施しました。

(参考)鳥取県消費者教育推進計画

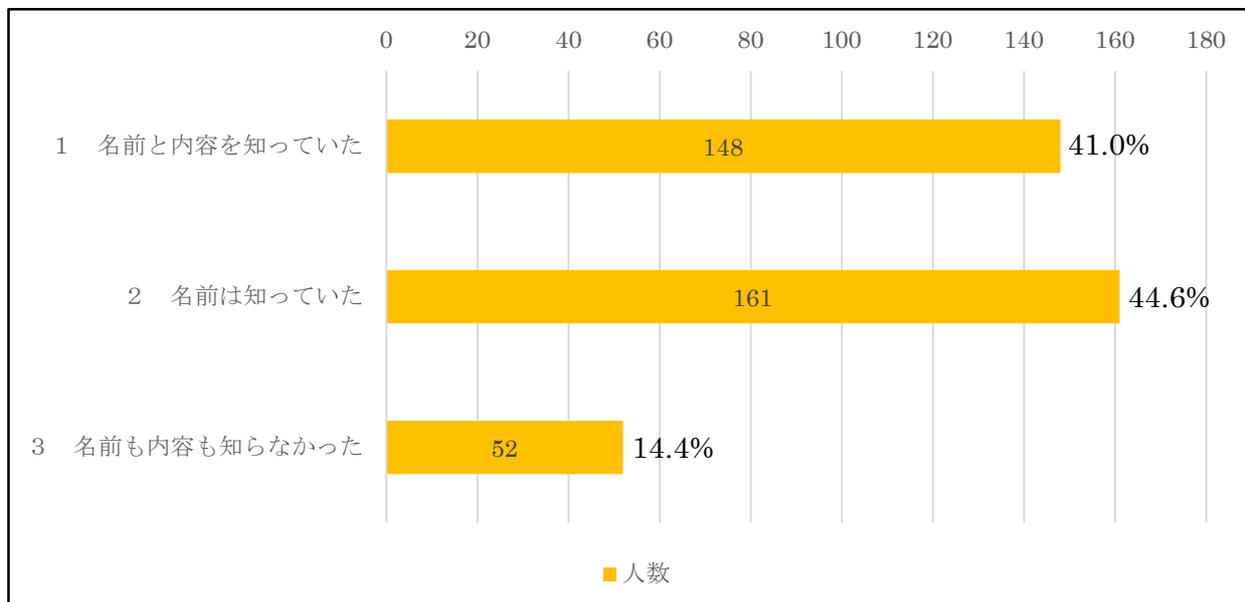
<https://www.pref.tottori.lg.jp/244684.htm>

【問1】鳥取県と県内市町村では、商品の購入やサービスの提供に伴う契約等でトラブルや被害にあった場合に相談できる窓口を設置しています。あなたは、このような「消費生活相談」に関する組織やサービスを知っていましたか。それぞれについて、当てはまるものを一つずつお選びください。

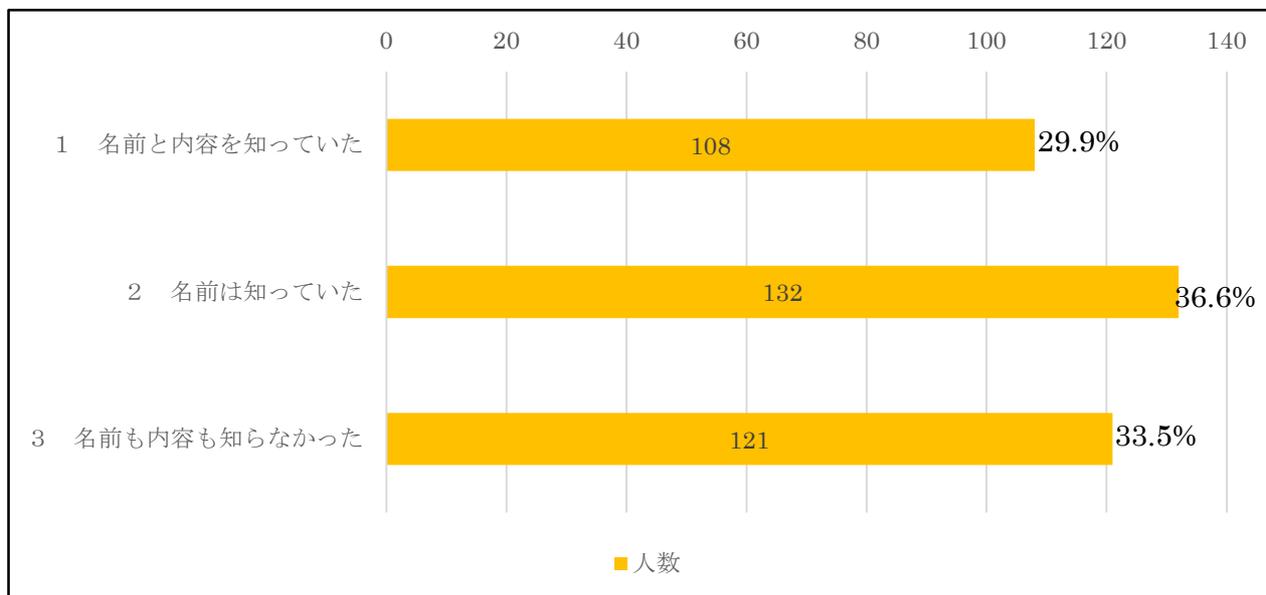
※「消費生活センター」「消費生活相談窓口」は地方公共団体に設置され、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる機関です。

※「消費者ホットライン」188は、電話で3桁の「188」番にかけると、お近くの地方公共団体の消費生活相談窓口につながり、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

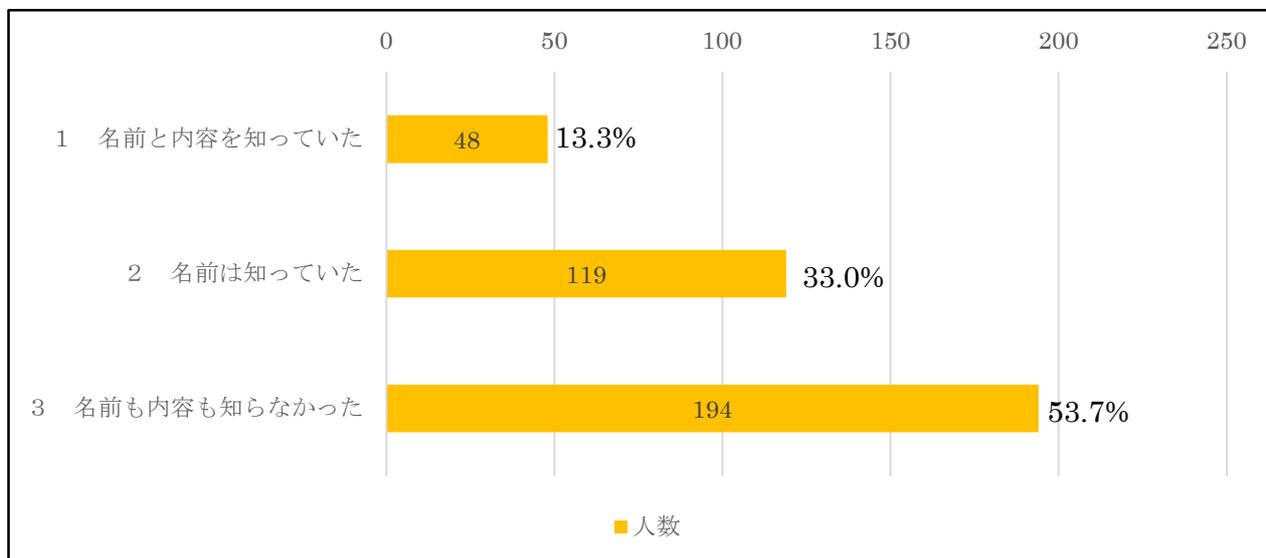
【問1-1】鳥取県消費生活センターについて。



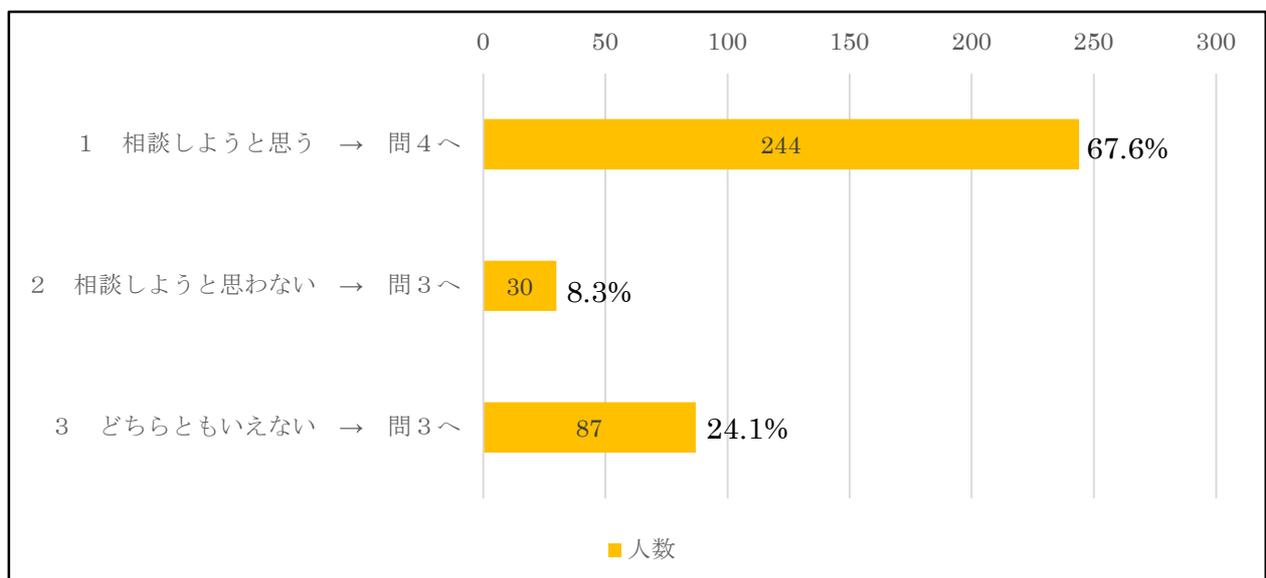
【問 1-2】お住まいの市町村の消費生活相談窓口について。



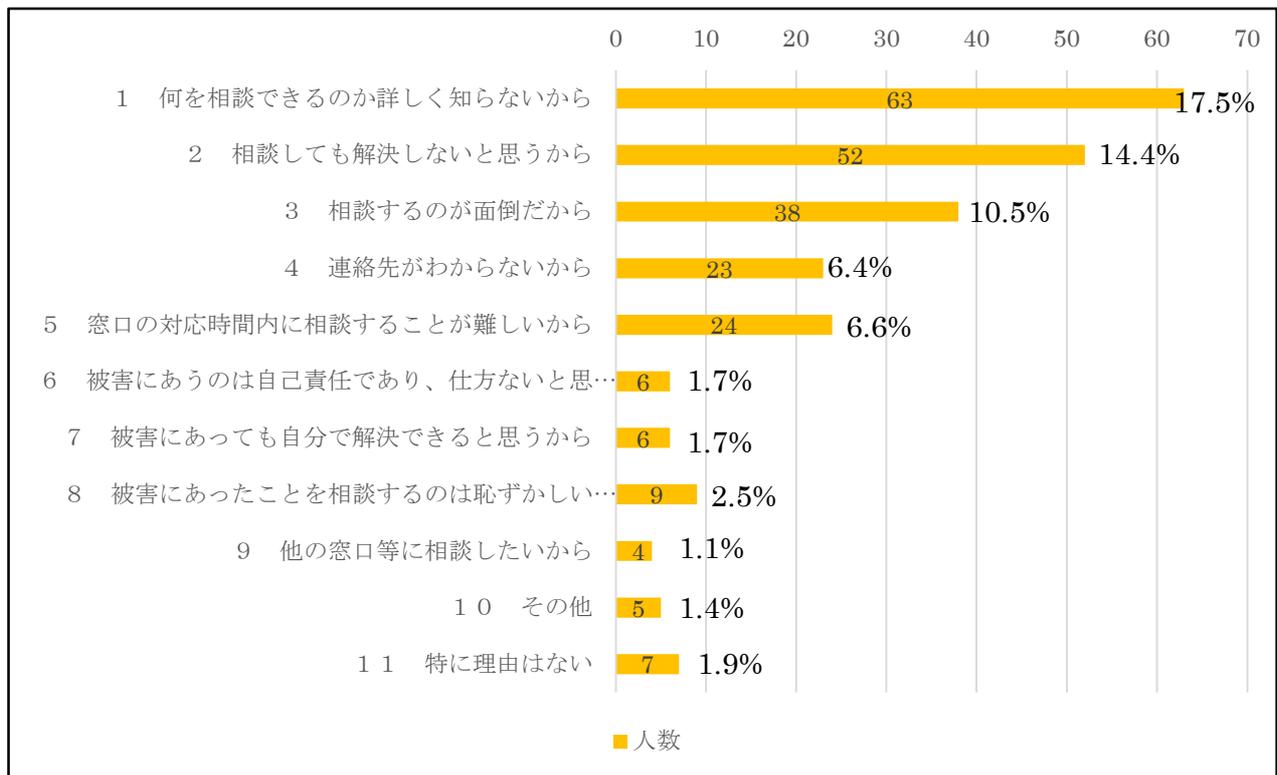
【問 1-3】「消費者ホットライン」188について。



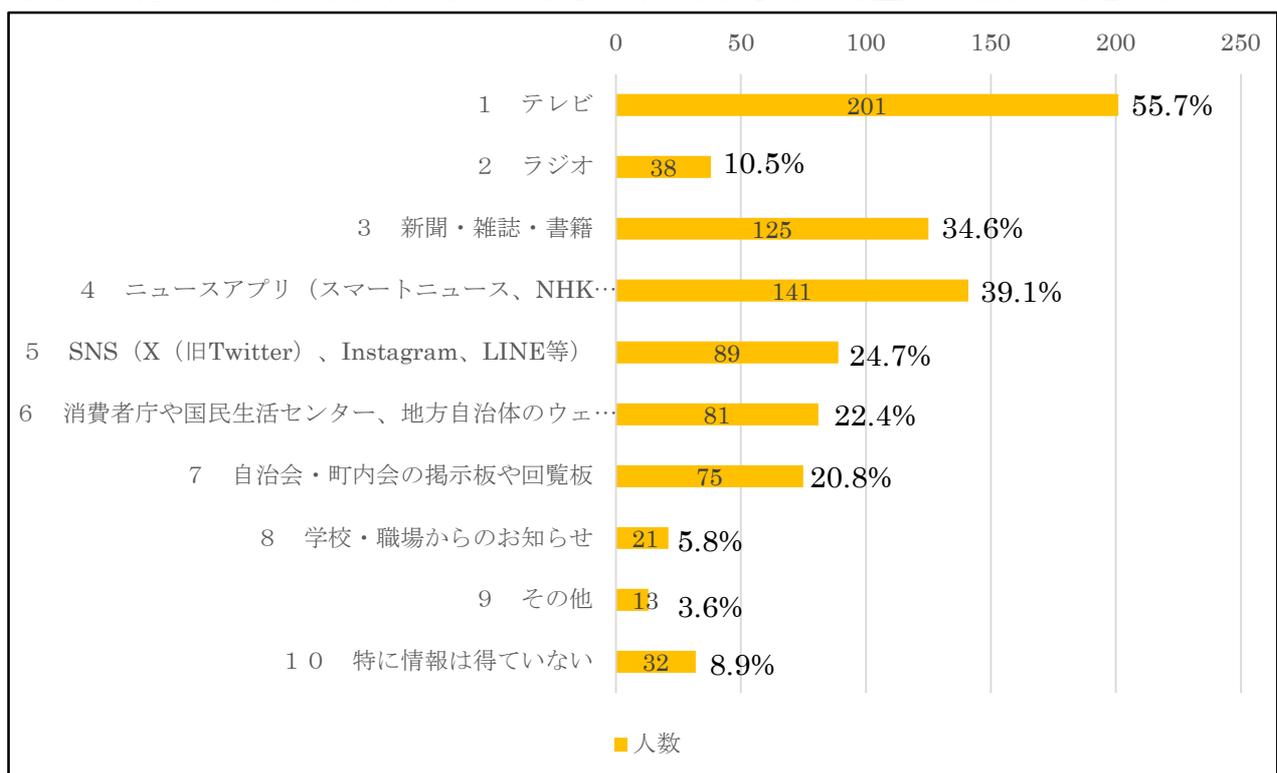
【問2】商品の購入やサービスの提供に伴う契約等で、実際にトラブルや被害にあった場合、あなたは、「消費生活センター」「消費生活相談窓口」へ相談しようと思いますか。当てはまるものをお一つお選びください。



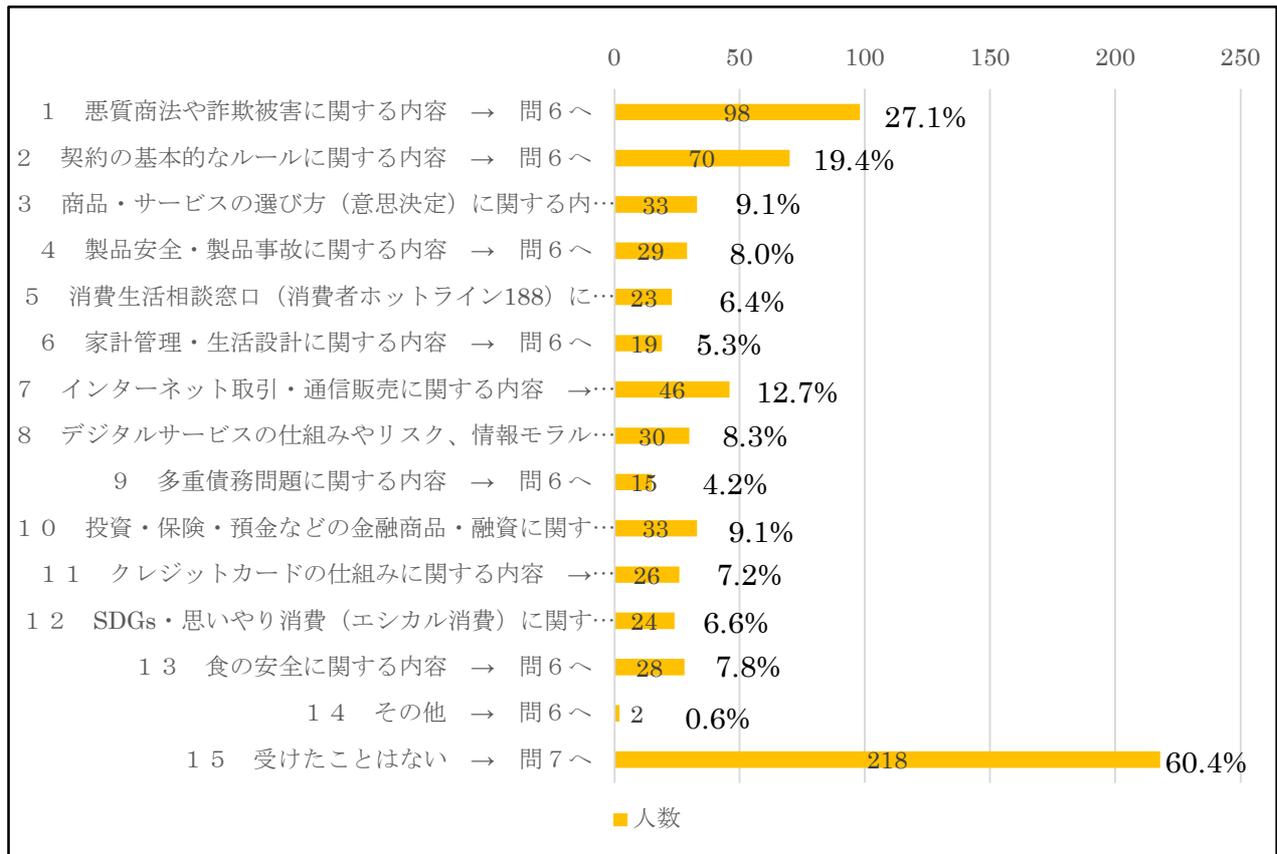
【問3】 問2で「相談しようと思わない」または「どちらともいえない」と思った理由は何ですか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。



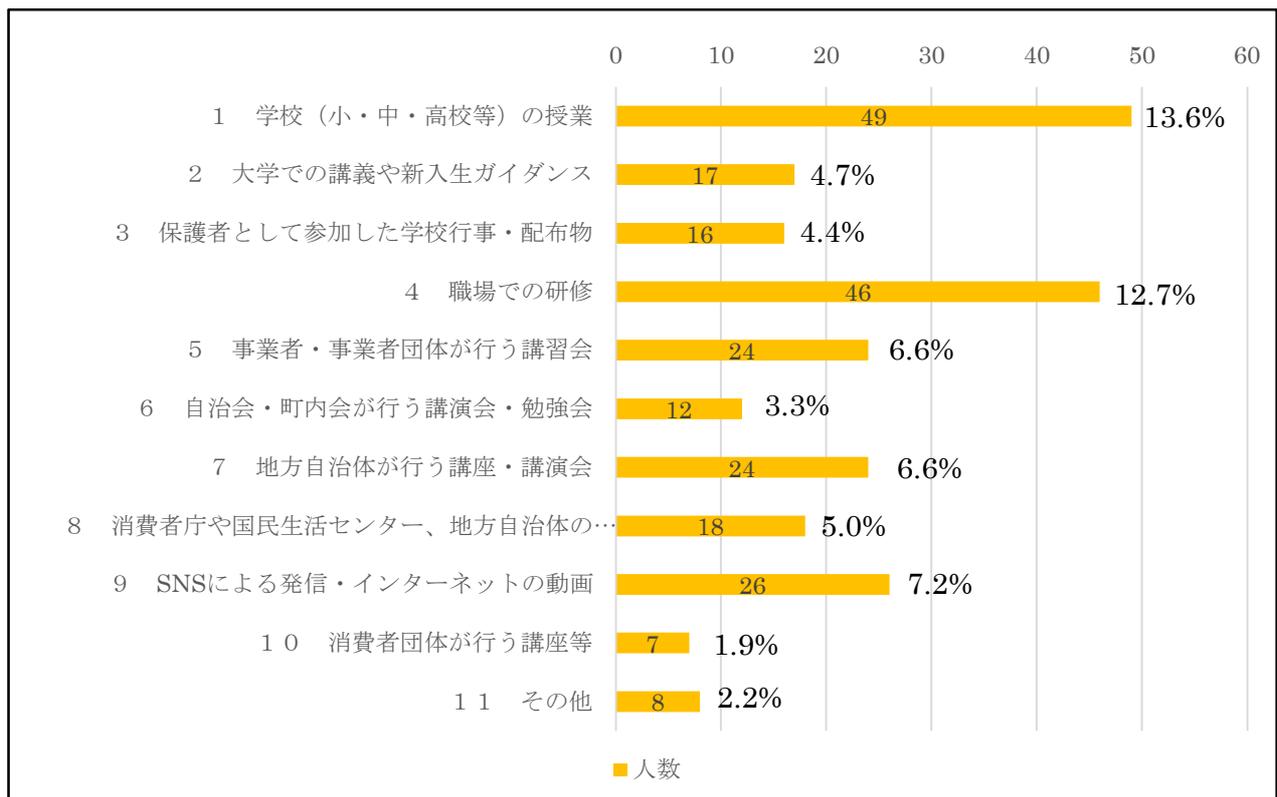
【問4】 あなたは、日頃、消費者トラブルの事例や解決方法、相談窓口などの消費生活に関する情報をどこで得ていますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。



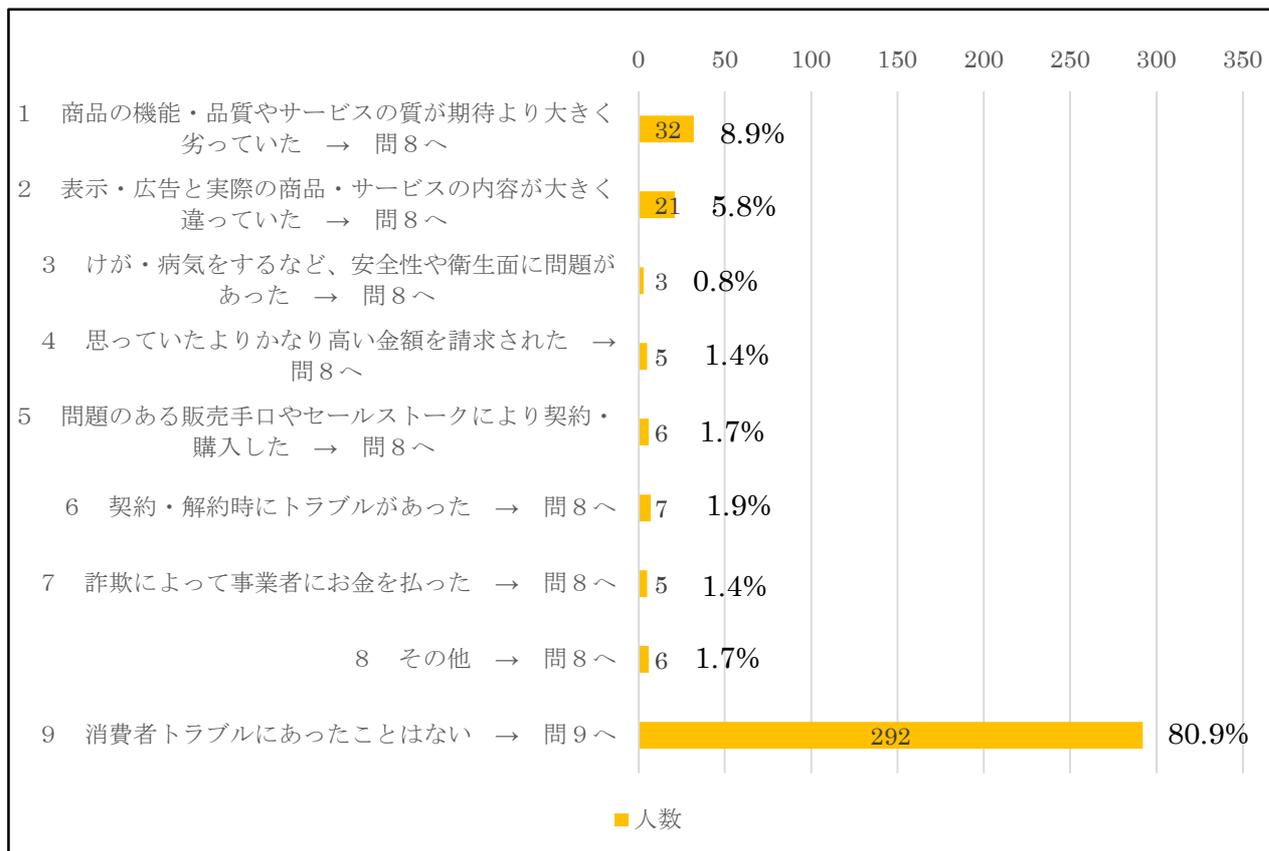
【問5】 あなたは、消費生活や消費者問題に関する「消費者教育」を受けたことがありますか。あなたが、受けたことがある「消費者教育」の内容について、以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。



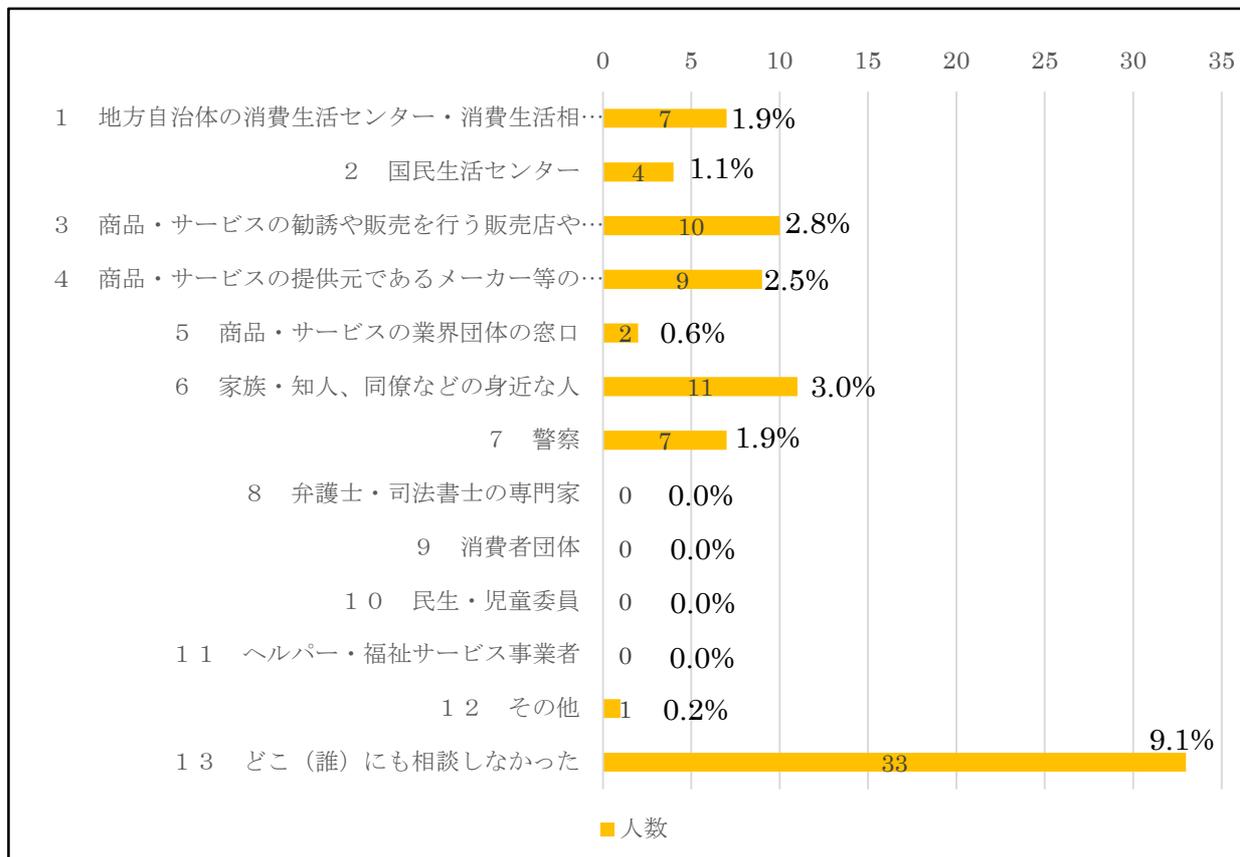
【問6】 あなたが問5で回答した消費者教育を受けた機会として、以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。



【問7】あなたが「この1年間に」実際にあった消費者トラブルは、どのような内容でしたか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

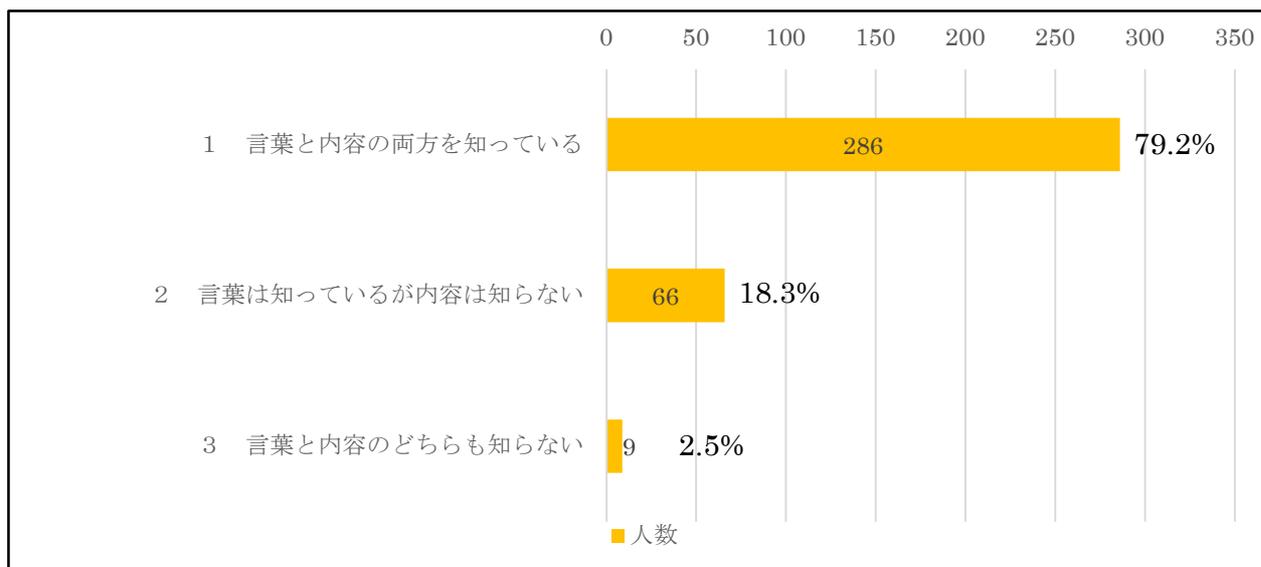


【問8】消費者トラブルにあった際に、どこ(誰)に相談しましたか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

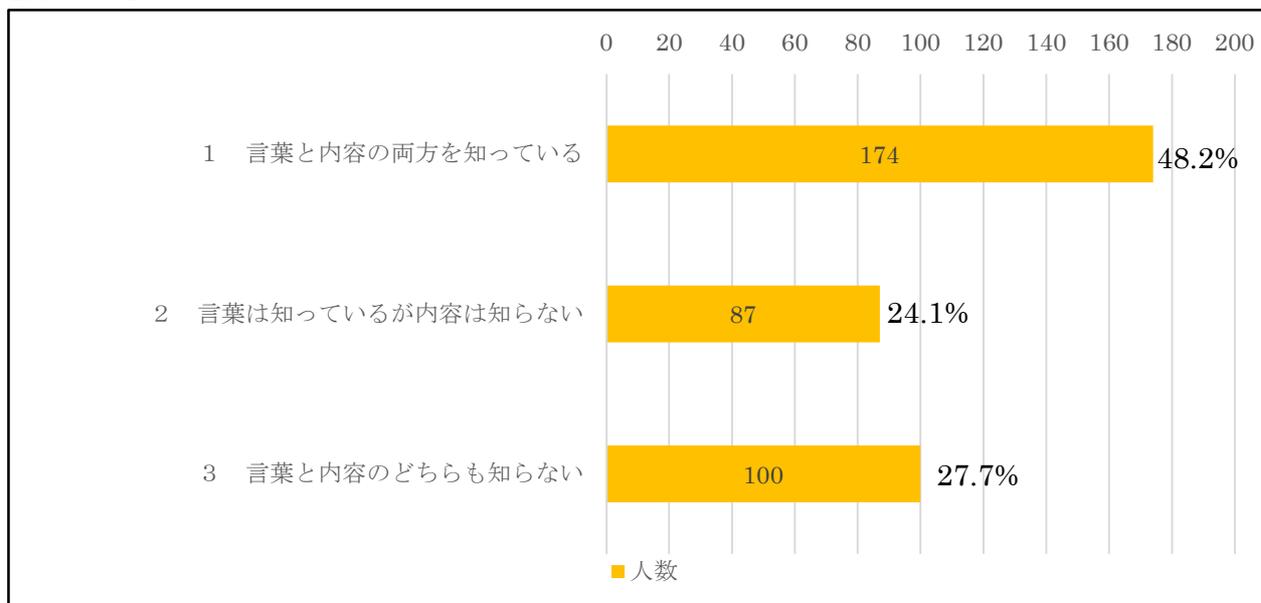


【問9】 あなたは、以下の言葉について、どの程度知っていますか。当てはまるものをそれぞれ一つずつお選びください。

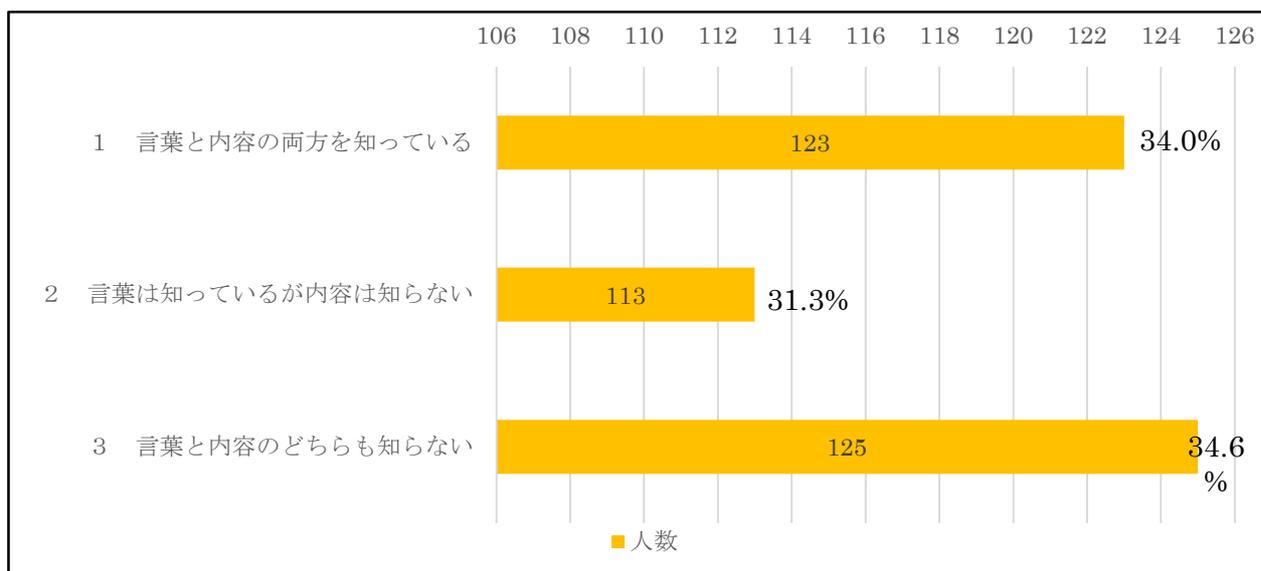
【問9-1】 SDGs



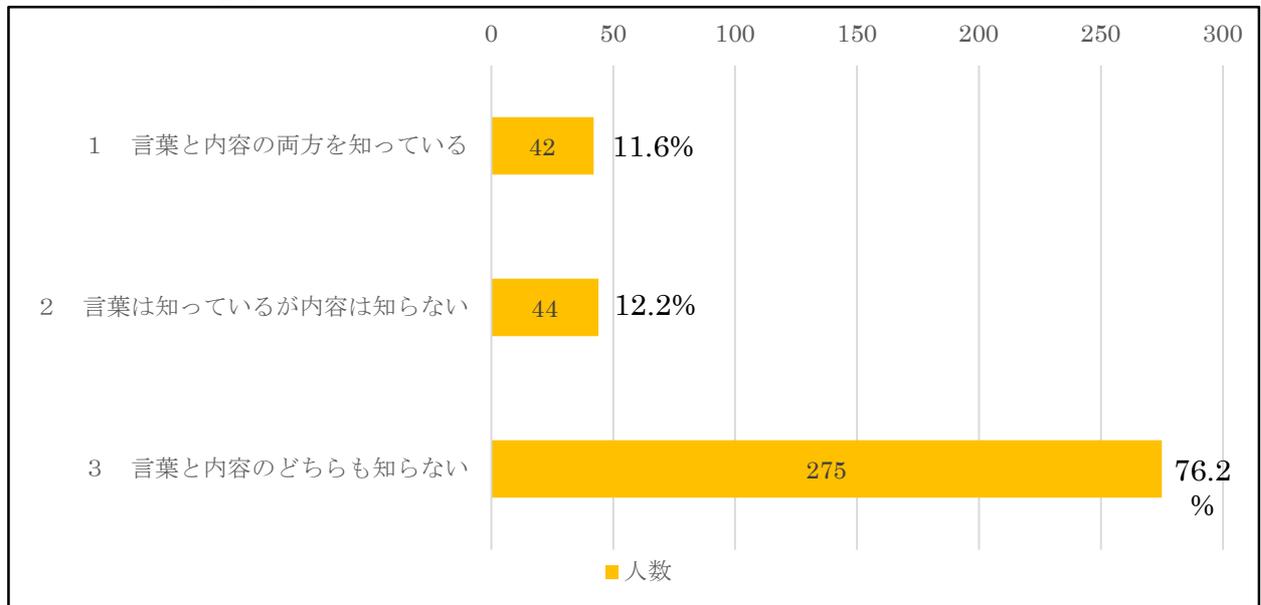
【問9-2】 フェアトレード



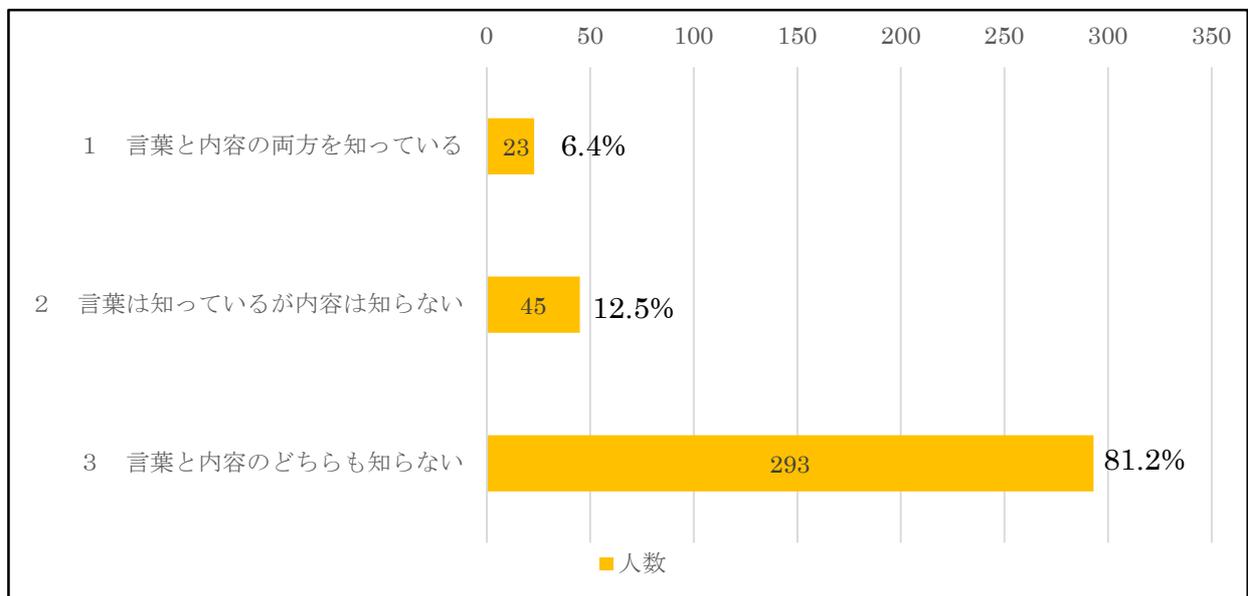
【問9-3】 思いやり消費(エシカル消費)



【問9-4】 ESG 投資



【問9-5】 消費者市民社会

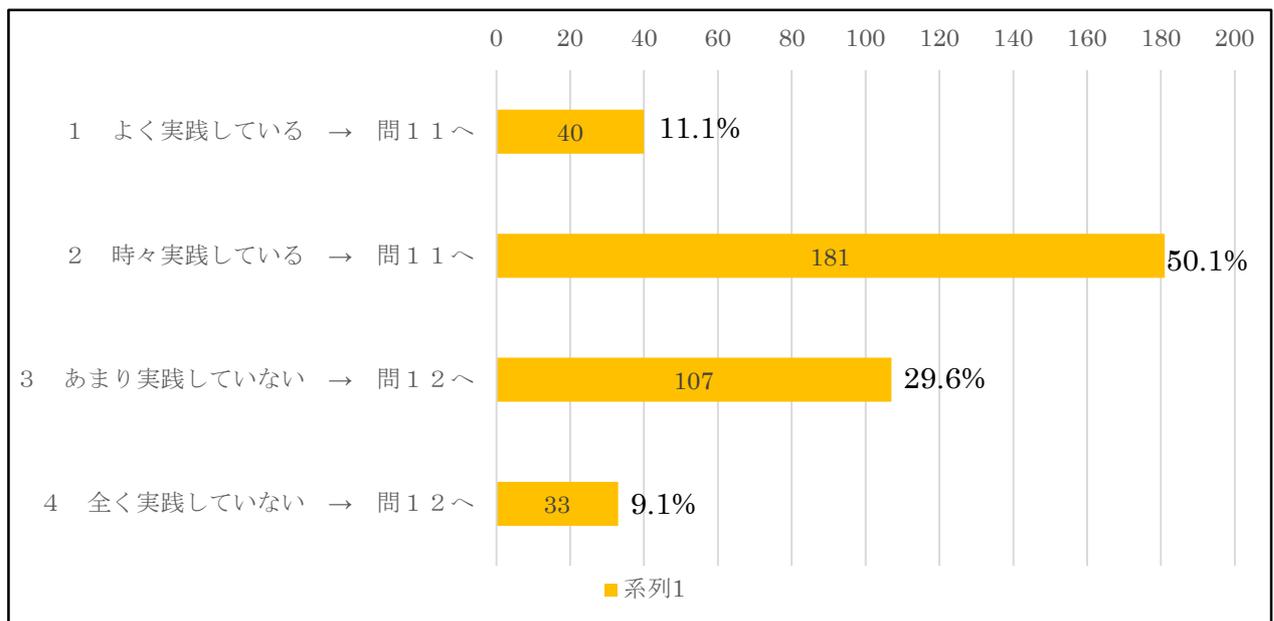


【問10】 思いやり消費(エシカル消費)*とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。日常的に消費する衣類や食品などの生産背景には、児童労働や人権問題、劣悪な労働環境、環境破壊などの問題が潜んでいる場合があります。私たち一人ひとりが、社会的問題に気付き、その解決のためにできることを考え、買物や行動することが思いやり消費(エシカル消費)です。例えば、次のような行動も含まれます。

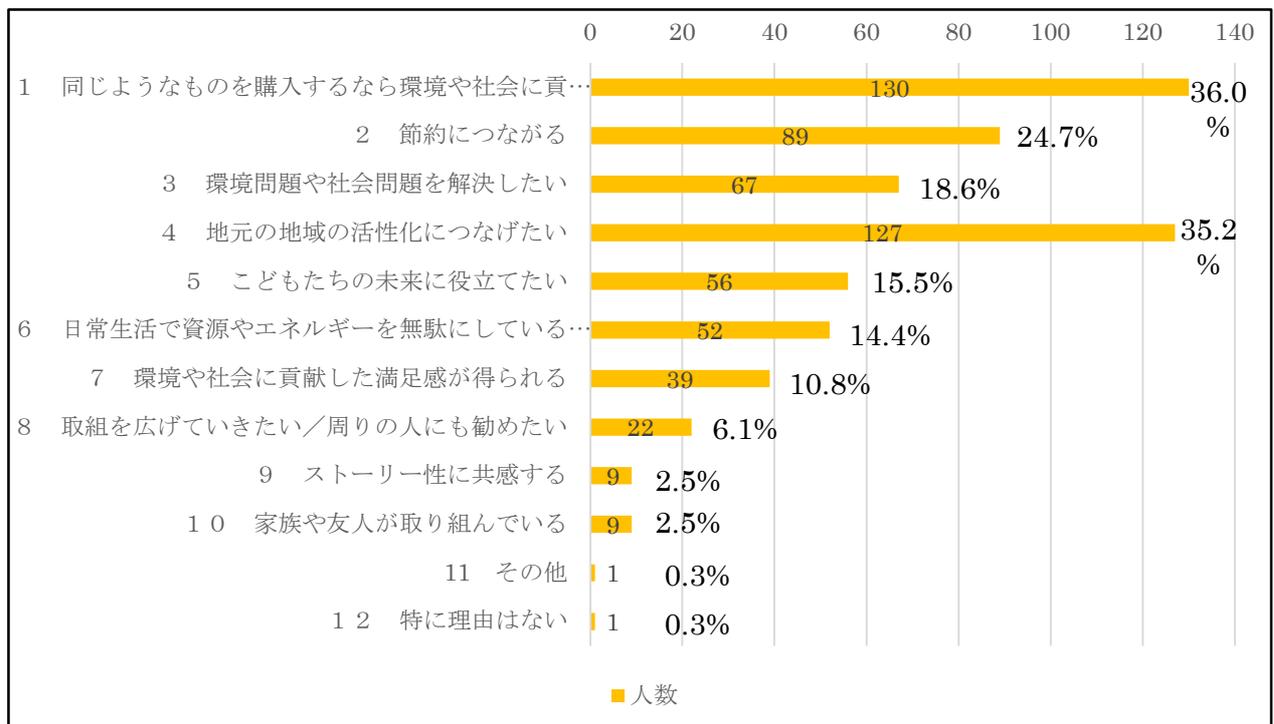
- ・社会的課題に配慮した商品・サービスを購入する。
- ・地域社会の活力向上のために地元商店街で買物をしたり、その地域で生産された農産物等を購入したりする。
- ・一度使用したものをシェアやリサイクルをして資源を大切に使う。

※鳥取県では、エシカル消費を「思いやり消費」と呼んでいます。

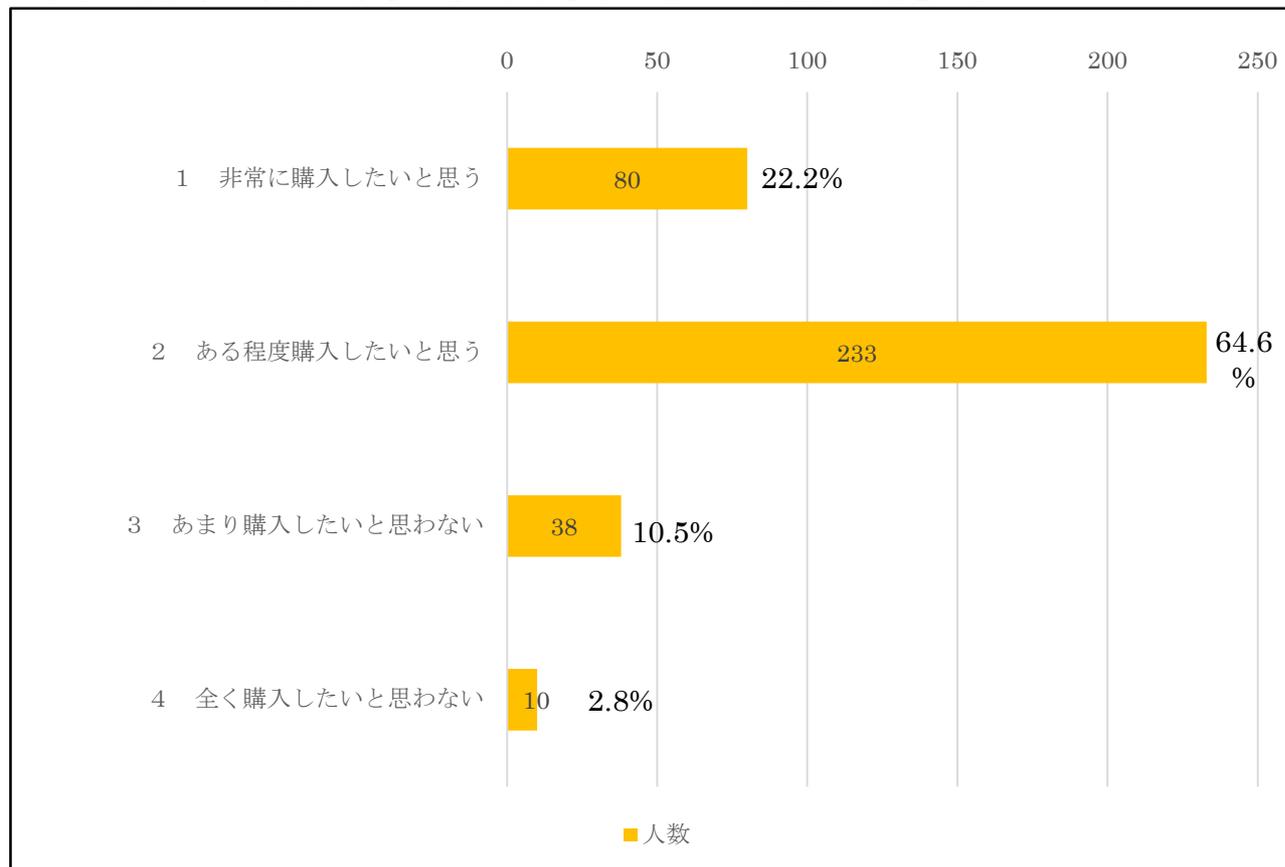
あなたは、思いやり消費につながる行動をどの程度実践していますか。以下の項目のうち、当てはまるものを一つお選びください。



【問11】 あなたが、思いやり消費に取り組んでいる理由は何ですか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。



【問14】 あなたは、思いやり消費(エシカル消費)につながる商品・サービスを、今後購入したいと思いますか。以下の項目のうち、当てはまるものを一つお選びください。



【問15】 消費生活について、お気づきの点やご意見・ご要望などがありましたら、ご記入ください。

※自由記載のため省略